

道路らくらく WEB plus 利用規約

制定日：2025 年 7 月 17 日

第 1 章 総則

(本規約の目的)

第 1 条 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（以下「当社」といいます。）は、道路らくらく WEB plus 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に定める条件等に従い「道路らくらく WEB plus」（以下「本ツール」といいます。）を提供します。

(本規約の変更)

第 2 条 当社は、法令の規定に従い本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知は、以下のいずれかの方法によって行われることについて了解していただきます。

- ① 当社ホームページにおける掲載
- ② 電子メールの送信
- ③ CD-ROM等の記録媒体の交付

4 契約者は、本規約の変更の効力発生時期以降に本ツールを利用した場合は、当該変更内容に同意したものとみなします。

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本ツールの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
申込者	当社へ、本契約を申し込もうとする者、又は本契約の申し込みの意思表示をした者
本ツール	道路らくらく WEB plus。道路占用許可の申請を WEB にて提供するツール
本ツール取扱所	本ツールに関する業務を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所
アカウント	本ツールを利用するために必要な I D。代表者アカウントと利用者アカウントの二種類があり、本ツールの利用にあたり、利用者1人につき1利用者アカウントが必要。
代表者アカウント	本契約成立後に当社から契約者に払い出すアカウント。利用者アカウントを発行することが可能。
利用者アカウント	代表者アカウントにより発行されたアカウント

第2章 本ツールの提供

(本ツールの提供範囲)

第4条 当社は、契約者に対し、別紙1(本ツールで提供する機能・提供条件)第1項に定める機能を提供します。

(提供区域)

第5条 本ツールは、日本国内において提供します。

(契約申込の方法)

第6条 申込者は、本ツールの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本ツール取扱所に申し出ていただきます。

- (1)契約者名義
- (2)契約者住所
- (3)担当者氏名、連絡先電話番号、メールアドレス
- (4)その他申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第 7 条 申込者は、別に当社が指定する申込書により、本ツール取扱所に申込みものとします。当社は、本ツールの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面等をもって契約者に通知します。当該書面等の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面等に記載される利用開始日から契約者は本ツールの提供を受けることができるものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

(1)本ツールを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)申込者が虚偽の事項を申告したとき。

(3)その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

3 当社が、第 1 項の規定により申込を承諾した後に、前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(利用者アカウントの追加)

第 8 条 契約者は、利用者アカウントの追加を希望する場合は、当社所定の申込書の本ツール取扱所に提出し、利用者アカウントの追加を申込みものとします。

2 当社は、前項の申込があったときは、第 7 条 (契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います

(契約期間)

第 9 条 本契約の契約期間は、本ツールの利用開始日から 1 年間とし、契約者が契約期間満了の 30 日前までに当社所定の利用停止手続きを行わなかった場合、本契約はさらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

2 前項の定めにかかわらず、契約者が契約期間を 1 年未満とすることを希望する場合は、当社指定の申込書に希望する契約期間を記載のうえ申込を行い、当社が承諾する場合には書面等をもって契約者に通知するものとします。なお、契約の更新については前項と同様とします。

3 契約者が、契約更新後の利用者アカウントの追加又は削除を希望する場合は、契約期間満了の 30 日前までに当社所定の手続きを行うものとします。

(利用料金等)

第 10 条 本ツールの利用料金は、別紙 2 (料金表) のとおりとします。ただし、第 9 条 (契約期間) 第 2 項により 1 年未満の契約期間を定めた場合は、別紙 2 (料金表) に定める利用料金を 12 で除し、利用開始日が属する月から契約期間満了日が属する月までの月数を乗じた金額を利用料金とします。

- 2 第7条（契約申込の承諾）により本契約が成立した場合、第8条（利用者アカウントの追加）により利用者アカウントを追加した場合、及び第9条（契約期間）により本契約が更新された場合は、契約者は当社に対して、利用料金とは別に、別紙2（料金表）に定める事務手数料を支払うものとします。
- 3 当社は本ツールの利用料金又は事務手数料（以下「利用料金等」といいます。）を改定する場合、契約者に対し6か月前までに通知するものとします。当社が変更した利用料金等に関し、契約者は、自らの責任において、利用料金等の変更を確認する義務を有するものとします。
- 4 利用料金等は全契約期間につき一括払いとし、契約者は、当社が第7条（契約申込の承諾）による承諾の通知又は第9条（契約期間）に基づく契約更新日から10営業日以内に発行する請求書に従い、当社が請求書を発行した日から起算して45日以内に、当社が指定する方法により利用料金等を支払うものとします。この場合、当社は当社が定める請求書発行に係る手数料（以下「請求書発行手数料」といいます。）をあわせて請求するものとし、契約者は料金とともに請求書発行手数料を支払うものとします。なお、支払の際に振込手数料等を要する場合は、契約者が負担するものとします。
- 5 第8条（利用者アカウントの追加）に定める手続きにより、契約期間の途中に利用者アカウントが追加される場合は、追加される利用者アカウント数分の利用料金を12で除し、追加される利用者アカウントの利用開始日が属する月から契約期間満了日が属する月までの月数を乗じた金額を、契約者から当社に追加で支払うものとします。
- 6 契約者は、支払期限までに利用料金等の支払を行わない場合には、支払期限の翌日から起算して支払のあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、当該利用料金等とあわせて支払うものとします。
- 7 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本ツールを全く利用できない状態が生じ、その状態が、当社が当該状態の発生を知った時刻から起算して連続して24時間以上継続した場合、契約者は、そのことを当社が知った時刻から当該サービスの提供が可能と当社が確認した時刻までの時間（10進法で表記した時間・分）を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に、全く利用できない状態に陥った本ツールに係る利用料金の365分の1を乗じて算出した額の支払を要しないものとします。

（権利の譲渡の禁止）

第11条 本契約に基づく本ツールの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第12条（契約者の地位の承継）で定める場合を除き、本ツールの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

（契約者の地位の承継）

第 12 条 地方公共団体の合併又は分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する地方公共団体、合併若しくは分割により設立された地方公共団体又は分割により営業を承継する地方公共団体は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4 本条第 1 項の届出がなされない期間においては、当社は、本ツールの提供を行わないことがあります

(契約者の氏名等の変更の届出)

第 13 条 契約者は、第 6 条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、契約者に対してその届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

3 第 1 項に定める変更があったにもかかわらず本ツール取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

第 3 章 禁止行為

(第三者提供の禁止)

第 14 条 契約者は、有償、無償を問わず、本ツールを第三者に対して再提供することはできません。

(著作権等)

第 15 条 本ツールにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ等を含みます。）に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。以下同じ。）、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。

(1) 本ツールの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡（第 11 条（権利の譲渡の禁止）で定める

場合を除く)・担保設定等しないこと。

(4)当社又は本ツールの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

3 契約者が、本ツール上に投稿その他の方法で送信したコンテンツ(文字情報その他一切の情報)に関する著作権その他一切の権利は、契約者に帰属するものとする。ただし、契約者は、当該コンテンツの送信時に、当社に対し、日本国内外において、当該コンテンツを無償かつ非独占的に利用することを許諾し、当該コンテンツに関する著作人格権その他の人格権を行使しないものとする。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第16条 当社は、次の場合には、本ツールの利用を中止することがあります。

(1)本ツールの提供に必要な電気通信設備の保守若しくは工事の実施、本ツールの提供の基盤となる第三者のインフラやサービスが停止若しくは中止された場合、又はその他やむを得ない事由が生じたとき。

(2)戦争、暴動、テロ行為、サイバー攻撃、パンデミック、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、法令の改正、政府機関の命令その他の不可抗力(以下「不可抗力」といいます。)により、本ツールの提供が通常どおりできなくなった場合

(3)第18条(利用の制限)の規定により、本ツールの提供を制限するとき。

(4)その他、当社が本ツールの利用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本ツールの利用を中止するときは、あらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第17条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、本ツールの利用を停止することがあります。

(1)第11条(権利の譲渡の禁止)、第14条(第三者提供の禁止)、第15条(著作権等)、第28条(利用に係る契約者の義務)その他の本契約の規定に違反したとき。

(2)利用料金等の支払債務の履行遅延又は不履行が1回でもあった場合

(3)その他、契約者として不適切と当社が判断するとき。

2 当社は、前項の規定により本ツールの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

第 18 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本ツールの利用を制限することがあります。

(本ツール提供の終了)

第 19 条 当社は、本ツールを継続的かつ安定的に提供することが困難な場合（第 16 条（利用中止）第 1 項各号に規定する場合があります。）は、本ツールの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本ツールの提供を終了し、本ツールの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本ツールの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(契約者が行う本契約の解約)

第 20 条 契約者は、本契約の全部又は一部を解約しようとするときは、事前にそのことを当社所定の方法により申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解約希望日をもって本ツールの解約日とします。

3 前二項により本契約が解約された場合、当社は契約者に対し利用料金等の返還を行いません。

(当社が行う本契約の解除)

第 21 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

(1)第 17 条（利用停止）第 1 項の事由に該当したとき。

(2)第 19 条（本ツール提供の終了）第 1 項に定めるとき。

2 前項により本契約が解除された場合、当社は契約者に対し利用料金等の返還を行いません。ただし、前項 2 号に該当する場合は、当社は契約者に対し、解除日が属する月の翌月から契約期間満了日が属する月までの期間に相当する利用料金を返還するものとします。

(本契約終了の効果)

第 22 条 その理由の如何を問わず本契約が終了した場合における契約終了後のデータ（第 25 条（個人情報の取扱い）第 1 項及び第 26 条（データ等の取扱い）第 1 項に定める情報

を含みます。)の取扱い等は以下のとおりです。

- (1)当社は、契約者のデータを速やかに破棄します。
- (2)当社は、契約者に対しデータの保存手段を提供いたしません。

第5章 損害賠償

(責任の制限)

- 第23条 契約者が本ツールの利用に起因又は関連して生じた損害について当社に賠償を求める場合、当社は、当社の責めに帰すべき事由により、契約者が本ツールを全く利用できない状態が生じ、その状態が、当社が当該状態の発生を知った時刻から起算して連続して24時間以上継続した場合に限り、本条に定める範囲でのみ、損害の賠償をする責任を負うものとします。
- 2 前項の場合、当社が賠償すべき損害は、契約者に直接かつ現実に発生した通常損害に限るものとし、かつ、当社が賠償すべき損害の額は、契約者が当該サービスを利用できないことを当社が知った時刻から当該サービスの提供が可能と当社が確認した時刻までの時間(10進法で表記した時間・分)を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に、全く利用できない状態に陥った本ツールに係る利用料金の365分の1を乗じて算出した額を限度とします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3か月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。
 - 3 当社は、不可抗力等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、いかなる場合も賠償責任を負わないものとします。
 - 4 本条第1項及び第2項に定める規定は、本ツールに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定するものです。当社は、本ツールの契約者への提供について、本条第1項及び第2項の責任以外は、債務不履行、保証責任(明示又は黙示の保証かを問わず、また、商品性、特定目的への適合性及び権利の非侵害性に関する保証を含むが、これらに限られません。)、不法行為その他の法律構成の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

(免責事項)

- 第24条 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本ツールを現状有姿で提供し、本ツールの完全性、正確性、有用性、特定目的への適合性、継続的稼働性を保証するものではなく、本ツールの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものでもありません。

- 3 本ツールは、あらゆるウイルスへの対応、不正通信の遮断及びセキュリティ対策機能を保証するものではありません。
- 4 契約者が本ツールを通じて取得又は作成したデータの正確性、適法性、有用性等については、契約者が自らの責任において確認・管理するものとし、当社は一切責任を負いません。
- 5 契約者が本ツールを利用して行う道路占用許可申請、許可その他の行為につき、当該申請・許可が道路法その他関連法令に適合するか、又は許可が確実に得られるかを当社が保証するものではありません。

第6章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

- 第25条 当社は、本ツール提供のため、本ツールの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、別紙1（本ツールで提供する機能・提供条件）第3項に規定する情報を取得します。
- 2 当社は、前項の規定により取得した情報を別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとし、(URL: <https://www.ntt-me.co.jp/privacy.html>)。なお、本規約と当社のプライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとし、
 - 3 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、第1項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

(データ等の取扱い)

- 第26条 当社は、本ツールの提供のため、別紙1（本ツールで提供する機能・提供条件）第3項に規定する契約者の情報（IPアドレス、メールアドレス等）を取得します。
- 2 当社は、本ツールで取得した情報（前条第1項の規定により取得した情報を含む。）について、以下の各号に定める利用目的のために取り扱います。
- (1)本ツールに基づく契約者の当社への問い合わせに対する回答等の対応のため
 - (2)本ツールの品質向上及び円滑な実施のため
 - (3)本ツールやネットワーク等の障害・不具合発生時の調査や連絡のため
 - (4)本ツールの改善や拡張機能の開発のため
 - (5)本規約違反行為又は違反が疑われる行為の調査のため

第7章 保守

(契約者の維持責任)

- 第27条 契約者は、自己の責任及び費用負担において、本ツールを利用するために必要な

インターネット接続回線その他の設備等を当社が定める利用環境に適合するよう維持、管理するものとします。

- 2 契約者は、本ツールに関して、何らかの不具合、故障等を発見した場合は、速やかに当社にその旨を連絡するものとします。不具合が発生した場合は、契約者は、当社の指示に従い、再起動等の必要な作業を行うものとします。
- 3 契約者は、当社が故障修理、障害切り分け及び対応を実施する上で、各種作業に協力することに同意します。

第8章 雑則

(利用に係る契約者の義務)

第28条 契約者は、本ツールを利用するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本ツールを提供できない場合があります。

(1)インターネットに接続できる環境であること。

(2)本ツールの提供を受ける時点で、設定作業等に必要なメールアドレス等の設定情報が用意されていること。

2 契約者は次のことを守っていただきます。

(1)当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、信用、その他の権利を侵害しないこと。

(2)本ツールの利用方法に従い、本ツールを違法な目的で利用しないこと。

(3)本ツールによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(4)第三者になりすまして本ツールを利用する行為をしないこと。

(5)不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為をせず、その補助となる可能性がある作業を当社に要求しないこと。

(6)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

(7)本ツールの利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。

(8)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

(9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(10)別紙1（本ツールで提供する機能・提供条件）第1項に定める機能を第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。

(11)本ツールの利用に係るアカウント、パスワード等を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理すること。

(12)過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本ツールの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼすこと。

(13)当社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為その他当社に損害を与えないこと。

(14)上記のほか、本ツールの提供を困難とさせる行為をしないこと。

(法令に規定する事項)

第 29 条 本ツールの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第 30 条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第 31 条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(反社会的勢力の排除)

第 32 条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1)自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

(2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3)自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5)本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契

約を解除することができます。

(1)第1項に違反したとき。

(2)自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

①当社又は当社の委託先に対する暴力的な要求行為

②当社又は当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社又は当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社若しくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社若しくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

以上